

7107 スマートフォン決済アプリ、クレジットカード及びマルチペイメントネットワークを介したインターネットバンキングを利用した入国旅客等の関税等の納付手続

入国旅客等の関税等の納付について、下記の方法によりキャッシュレス納付が可能です。

利用可能な空港は税関ホームページ内「[入国旅客等の関税等のキャッシュレス納付](#)」をご確認ください。

1. スマートフォン決済アプリ

ご自身のスマートフォン等にインストールしたスマートフォン決済アプリを起動して、税関が提示した決済用2次元コードを読み取ってください。税関職員による金額確認を経て決済を行ってください。決済完了画面を税関職員へ提示いただき、税関職員が専用端末で決済の完了を確認しましたら、手続終了となります。

○利用可能なスマートフォン決済アプリ

au PAY、LINE Pay、PayPay、Alipay+、WeChat Pay

○留意事項

- ・領収証書は発行されません。
- ・ご利用可能額には上限があります。
- ・現金納付との併用はできません。
- ・スマートフォン決済アプリのインストール及びご利用にかかる通信料は、自己負担となります。

2. クレジットカード

ご自身のスマートフォン等で税関発行の2次元コードを読み取り、「関税等お支払サイト」にアクセスしてください。当該サイトで税額等を確認いただき、クレジットカード情報等をご入力の上、決済を行ってください。税関職員が専用端末で決済の完了を確認しましたら、手続終了となります。

○利用可能なクレジットカード

VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club

○留意事項

- ・税額の他に、納付税額が1万円までの場合、110円のシステム利用料がかかります。納付税額が1万円を超える場合は1万円を超える毎に110円が加算されます。なお、当該システム利用料は国の収入になるものではありません。
- ・領収証書は発行されません。
- ・ご利用可能額には上限があります。

- ・ご利用にかかる通信料は、自己負担となります。

### 3. マルチペイメントネットワークを介したインターネットバンキング

ご自身のスマートフォン等で各金融機関のインターネットバンキングにアクセスしてください。当該サイト上で、税関発行の納付番号通知情報に記載の収納機関コード、納付番号、確認番号等をご入力いただき、払込手続きを行ってください。税関職員が専用端末で決済の完了を確認しましたら、手続終了となります。

#### ○留意事項

- ・入国旅客等の携帯品に係る関税等については、税関検査場内で納付する必要があるため、ご自宅等での納付を可能とするものではありません。
- ・金融機関の各サービスには、それぞれ独自の利用条件（利用時間・金額等）がありますので、詳細については事前に利用したい金融機関に確認して下さい。
- ・インターネットバンキングを利用する場合には、あらかじめ取扱金融機関に利用申込みを行い、その利用のための暗証番号等を取得しておく必要があります。具体的な申込方法や利用方法については、各金融機関に確認して下さい。
- ・6月、9月の第3日曜日（0時45分～5時30分）、1月1日21時～1月2日5時30分については、マルチペイメントネットワークがシステムのメンテナンスのために稼働を休止するので、使用することができません。
- ・領収証書は発行されません。（金融機関のシステムから、納付済通知が送信されます。）
- ・現金納付との併用はできません。
- ・ご利用にかかる通信料は、自己負担となります。